

入居申込資格 ※入居資格者が複数いる場合は、抽選を行い入居者を決定します。

次の(1)から(9)の条件を満たしていなければ、申し込むことはできません。

(1) 入居名義人は、成年者(18 歳未満の既婚者を含む)であり、同居又は同居しようとする親族がある方

- ・ 夫婦の別居、父母の別居、兄弟姉妹(両親が死亡している場合を除く)のみ等不自然に世帯を分離した申込みや、他に扶養すべき人のいる親族との同居など、特に理由のない親族との申込みはできません。
- ・ 婚約中の方(申込日から 3 ヶ月以内に入籍予定の場合に限る)で入居の許可を受けた方は、婚姻後、婚姻を証明する戸籍謄本か婚姻受理証明書を提出すること(提出されないときは失格となります)。
- ・ 事実婚(内縁)関係の方が申し込まれる場合は、世帯を同じくした同居が少なくとも 1 年以上継続している場合に限りです。
- ・ 「福岡県パートナーシップ宣誓書受領証」、または福岡県と協定を締結した自治体の宣誓書受領証の交付を受けた方も可能です。

(2) 収入基準に合う方【令和 8 年度適用収入基準】

同居しようとする家族(婚約者も含む)の収入を含め、諸控除後の所得が次の金額であることが必要です。(1世帯で2人以上の収入がある場合は、各所得金額を合算してください。)

・平田団地

平均所得額 158,001 円以上 601,000 円以下であること。

(申し込まれるご本人[名義人]の年齢が 60 歳未満の場合は、将来所得の上昇が見込まれる者※であつて、123,001 円以上 601,000 円以下であること。)

※「将来所得の上昇が見込まれる者」とは応募時点においては公営住宅の施設対象である者のうちで将来所得の上昇により公営住宅の収入超過者となることが見込まれる者を想定したものであり、高齢者等一般に所得の上昇が見込まれないと考えられる者については、入居資格を有するとは認められない。

(3) 現在住宅に困っている方(詳細は別紙)

原則として持家の方及び公営住宅の入居者は申込みできません。(ただし、母子・老人・障害者世帯の公営住宅入居者の方は申込みできます。その他、住宅にお困りの方は申込みできる場合もあります。)

(4) 久山町内に住所又は勤務場所を有すること。

(5) 過去の入居者で不正使用がないこと。

過去に町営住宅に入居していた方については、不正な使用をしたことがないこと。(無断退去、家賃滞納など。)

(6) 自治会等の活動への参加や共同生活を円満にすることができる方

犬、猫等のペットを飼育することはできません。

(7) 家賃の3ヶ月分の敷金が払える方

(8) 税金、使用料等の滞納、収入の申告漏れのない方

(9) 申込者又は同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。)でない方

現在住宅に困っている方とは

久山町町営住宅条例第 22 条第 1 項第 5 号に規定する現に住宅に困窮していることが明らかな者の住宅困窮区分は、次の通り。

1. 過密住宅
一人当たりの面積が3畳未満(居住部分のみが該当、ただし洋間等板間も畳として扱う)
2. 非住宅建物
住宅用でない建物に居住
3. 設備不良住宅
専用のトイレ・台所・浴室がない住宅
4. 立退要求
(1)判決・調定条項による立退要求(書類で確認できること、ただし自己責任を除く)
(2)立退を求められ極度の紛争中(家賃供託紛争中のもの)
(3)立退を要求されている(賃貸借契約期限等によるもの)
5. 別居
(1)妻又は夫及び子と別居中で同居する必要があるため
(居住している部屋が狭い(6 畳未満)等の理由により、妻又は夫及び子と別居状態にある者)
(2)扶養すべき親族と別居中で同居する必要があるため
(居住している部屋が狭い(6 畳未満)等の理由により、扶養すべき親族と別居状態にある者)
6. 間借り
(1)他の世帯(親族以外)の部屋を借りていて、著しく生活の不便を受けている者
(2)他の世帯(親族)の部屋を借りていて、著しく生活の不便を受けている者
7. 高額家賃
(1)家賃負担率(1ヶ月の家賃額÷月収額)が 20%以上
(月収額＝年間世帯総収入額÷12 ヶ月)
(2)生活保護世帯の場合(家賃に自己負担がある者)
8. 通勤
通勤時間が(往復)4 時間以上かかること(久山町内の現勤務地まで待ち時間、徒歩も含め往復 4 時間以上かかること)
9. 婚姻
婚姻(成立)しているが住宅がない場合(入居時までに婚姻届出が完了しているもの)